

奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者を対象として婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における少子化対策の強化に資することを目的とした奈半利町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。
- (2) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦（再婚の場合を含む。以下同じ。）のいる世帯をいう。
- (3) 家賃 建物賃貸借契約に定められた賃借料（共益費を含む。）の月額をいう。
- (4) 住宅取得 住宅を建築し、又は建売住宅若しくは中古住宅を購入（契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。）し、自己の名義で当該住宅の登記（共有名義で住宅を登記する場合にあっては、2分の1以上の持分を有することとする。）をすることをいう。
- (5) 住宅賃借 賃貸住宅を所有又は転貸する者（新婚世帯における夫婦のいずれか一方と2親等以内の親族である者を除く。以下「賃貸人」という。）との間で建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。
- (6) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する手当等の月額をいう。
- (7) 親世帯 申請世帯の親の世帯をいう。
- (8) 同居 申請世帯と親世帯が同一の住宅に住所を有し、居住することをいう。
- (9) 近居 申請世帯と親世帯が奈半利町内に居住していることをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助の対象となる世帯は、新婚世帯であって、次に掲げる全ての要件に該当する世帯とする。

- (1) 次条により算出した世帯の所得が500万円未満であること。
- (2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦ともに取得、又は賃借した奈半利町内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (4) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが県税及び町税等を滞納していないこと。
- (6) 第2号の規定による賃貸住宅に係る家賃を滞納していないこと。
- (7) 夫婦のいずれもが奈半利町暴力団排除条例（平成22年奈半利町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助を受けた者がいないこと。

2 前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、第6条第2項に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金が達しなかった世帯。

（世帯の所得の算出方法）

第4条 前条第1号に定める世帯の所得の算出方法は、所得証明書をもとに、第8条に定める交付申請のあった日（以下「申請日」という。）の属する年の前年又は前々年の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる計算方法により算出した金額とする。

（1）貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書又は前号による計算方法をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額。ただし、申請日から遡って1年以内の当該奨学金の返済額に限る。

（補助要件及び補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費の区分、補助要件及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。この場合において、婚姻日より前に取得した住宅又は実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅に係る住居費又は実施した当該住宅のリフォーム費用を対象とする。ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに2回以上転入又は転居した場合は、当該期間内における最初の転入又は転居に係る費用のみを対象とする。

（補助金の額）

第6条 町は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の額は、前条の補助対象経費の全額とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は60万円を上限とする。夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯に該当しない世帯は30万円を上限とする。

2 第3条第2項に定める世帯の補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、令和4年度の上限額から同年度に該当夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

3 第6条第1項の額を超える場合において、次に掲げる全ての要件に該当する世帯について、追加で補助金を交付するものとし、補助金の追加額は夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は30万円を上限とする。夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯に該当しない世帯は15万円を上限とする。

（1）以下のいずれかに該当する世帯

ア 親世帯と同居する世帯

（夫婦の一方が婚姻前から親と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する世帯を含む。）

イ 親世帯の居住地と近居となる世帯

（夫婦と親世帯の双方が、奈半利町内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。）

4 前3項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を交付しないものとする。

（支払対象期間）

第7条 補助金の支払対象期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び令和4年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者は、奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 夫婦の世帯全員の住民票の写し
- (2) 夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 夫婦の県税等納税証明書
- (5) 夫婦の町税等納税証明書
- (6) 夫婦が奨学金を返済している場合は、当該奨学金の返済額が分かる書類の写し
- (7) 第6条第3項の申請をする場合は、同居若しくは近居となる親世帯の世帯全員の住民票の写し
- (8) 第6条第3項の申請をする場合は、申請者又はその配偶者と同居若しくは近居となる親世帯との続柄が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本

2 申請者は、前2項に掲げるもののほか、別表の第1欄に掲げる経費の区分ごとに、同表の第4欄に掲げる必要書類を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前2項に規定する添付書類のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部の提出を省略させることができる。

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条に規定する申請書その他必要書類を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、奈半利町結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、請求書を受理したときは、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、奈半利町結婚生活支援事業補助金全部（一

部) 返還請求書(様式第6号)により、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以前に第8条の規定により交付申請を行った者に対する補助金の交付決定その他の措置については、この要綱の失効後もなお従前の例による。

別表（第5条、第8条関係）

経費の区分	補助要件	補助対象経費	必要書類
1 婚姻に伴う新規の住宅取得に係る経費	(1) 夫婦の双方又はいずれか一方が当該住宅の所有者の名義人となっていること。 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法関係法令に適合した住宅であること。 (3) 補助対象期間内に住宅の引渡しを受けた住宅であること。 (4) 店舗等との併用住宅の場合は、延床面積の2分1以上が居住の用に供されていること。	婚姻に伴い新たに住宅取得する際に要した費用。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1) 旧住宅の解体撤去に要する費用 (2) 土地の購入費 (3) 住宅又は土地の登記に要する費用 (4) 国、県又は町の住宅改修に係る他の補助を受けた工事に要する費用 (5) 賃貸の用に供する予定の住宅の工事に要する費用 (6) 夫婦自らが設置工事を行う機器、設備等の購入費 (7) 移動又は取り外し可能な機器若しくは製品（テレビ、冷蔵庫、オーブン等）の購入費 (8) 併用住宅における住宅部分以外の工事費（内外部の住宅部との併用部分は面積あん分で算出する。） (9) 夫婦の双方又はいずれか一方が工事業業者である場合の労務費。ただし、材料費は補助対象とする。 (10) 造園、門扉、堀又は外構の工事費 (11) 下水道接続工事（接続に伴う設備改修工事を含む。）に要する費用 (12) 合併処理浄化槽設備の工事費 (13) 太陽光発電システムの工事費 (14) 他の制度の補助等の対象として補助を受ける部分に係る費用 (15) 上記に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	(1) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2) 建物に係る登記事項証明書の写し又は建築基準法に基づく検査済証の写し (3) 位置図 (4) 建物配置図及び建物平面図 (5) 工事内訳書の写し (6) 住宅の全景写真 (7) 補助対象期間内の新規住宅取得に係る費用であることの確認できる領収書又はその写し

2	婚姻に伴う新規の住宅賃借に係る経費	夫婦のいずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。	婚姻に伴い新たに住宅を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、次に掲げる費用等については、補助対象としない。 (1) 駐車場代（住宅の賃貸借契約とは別に駐車場のみを借りている場合）、地代、光熱費、設備購入費 (2) 勤務先から住宅手当が支給されている場合の当該手当分 (3) 上記に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	(1) 建物賃貸借契約書の写し (2) 給与所得のある夫婦の住宅手当支給証明書（様式第7号） (3) 補助対象期間内の新規の住宅賃借に係る費用であることを確認できる領収書又はその写し
3	婚姻に伴い行う引っ越しに係る経費		引越業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る実費を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1) 不要となった家財道具の処分に係る手数料 (2) 家財道具の運搬のために利用した車両、台車、はしご等に係るリース費用 (3) 引越業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用 (4) 上記に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた費用	補助対象期間内の引っ越しであることを確認できる領収書又はその写し及びその他の書類
4	リフォーム工事に係る経費	補助対象期間内に工事が完了していること	住宅の機能や性能を維持向上させるために住宅の一部を修繕、補修、模様替え、更新する際に要する費用を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1) 家電製品の購入 テレビ、エアコン、ファンヒーター、ストーブ、冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ、炊飯器、食器洗浄機、照明器具、洗濯機、その他これらの製品	(1) リフォーム工事に係る契約書の写し (2) 補助対象期間内のリフォーム工事であることを確認できる領収書又はその写し

		に類する物。 (2) 厨房製品 ガスコンロ、換気扇、調理台、食器棚等、工事の伴わない設置のみの場合 (3) 対象外工事 車庫、物置、倉庫等の工事 塀以外の植栽工事 解体のみの工事 電話、インターネット、テレビアンテナの設置工事 (4) その他町長が対象外とする製品や工事	
--	--	--	--

年 月 日

奈半利町長 様

住所

申請者 氏名

㊞

電話番号

奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、別紙及び必要書類を添えて申請します。

住宅取得	契約締結年月日	年 月 日
	(A) 契約金額	円
住宅賃借	契約締結年月日	年 月 日
	(B) 家賃（共益費を含む。）	円
	(C) 入居費用（敷金・礼金・仲介手数料）	円
	(D) 住宅手当	円
	(E) 実質家賃負担額（(B)+(C)-(D)）	円
引っ越し	引っ越しを行った日	年 月 日
	(F) 費用	円
リフォーム 工事	契約締結年月日	年 月 日
	(G) 費用	円
同居・近居加算の有無		有 ・ 無
同居・近居の別		同居 ・ 近居
近居・同居の場合における親世帯世帯主の氏名		
近居の場合における親世帯の住所		安芸郡奈半利町 番地
計 (A)+(E)+(F)+(G) 夫婦共に 29 歳以下※上限 60 万円（1,000 円未満切捨て） 上記以外 ※上限 30 万円（1,000 円未満切捨て）		円

同居・近居の場合 計(A)+(E)+(F)+(G) 夫婦共に29歳以下※上限90万円(1,000円未満切捨て) 上記以外 ※上限45万円(1,000円未満切捨て)	円
前年度に引き続き補助金の交付を受ける額 前年度上限額－前年交付済額	円

【同意書】

本請求に当たり、町が対象者の住民登録、戸籍における婚姻日（本籍地が奈半利町の場合に限る。）、町税等収納状況等について調査し、申請事項の確認のために必要な個人情報を取得すること及び、収集した個人情報を県との間で共有することに同意します。

申請者氏名 ⑩

配偶者氏名 ⑩

【同意書】

本請求に当たり、町が対象者の親世帯の住民登録について調査し、申請事項の確認のために必要な個人情報を取得すること及び、収集した個人情報を県との間で共有することに同意します。

世帯主氏名 ⑩

別紙

	申請者	配偶者
(フリガナ)氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
新住居への住民登録年月日	年 月 日	年 月 日
婚姻届提出日	年 月 日	
前年又は前々年の所得金額	円	円
※貸与型奨学金の年間返済額	円	円
※婚姻に伴い離職（転職）した場合、最後に離職（転職）した月の翌月の収入	円	円

町 税 等 の 滞 納 の 有 無	あり ・ なし	あり ・ なし
公 的 制 度 に よ る 家 賃 等 補 助	受けている ・ 受けていない	
家 賃 の 滞 納	あり ・ なし	
暴 力 団 員 等 の 該 当	あり ・ なし	あり ・ なし

※は該当する場合のみ記入

(添付書類)

- 1 夫婦の世帯全員の住民票の写し (※)
- 2 夫婦の記載のある戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) (※)
- 3 夫婦の前年又は前々年の所得証明書。
- 4 夫婦の県税等納税証明書
- 5 夫婦の町税等納税証明書 (※)
- 6 奨学金の返済額が分かる書類の写し (申請日から遡って1年以内のものに限る。)
- 7 工事請負、売買又は賃貸借に係る契約書の写し (住宅取得又は賃借の場合)
- 8 新規の住宅取得若しくは賃借又は引っ越しに係る領収書又はその写し
- 9 建物の登記事項証明書の写し又は建築基準法に基づく検査済証の写し (住宅取得の場合)
- 10 位置図、建物配置図及び建物平面図 (住宅取得の場合)
- 11 工事内訳書の写し、住宅の全景写真 (住宅取得の場合)
- 12 住宅手当支給証明書 (住宅賃借の場合)
- 13 同居若しくは近居となる親世帯の世帯全員の住民票の写し (※)
- 14 申請者又はその配偶者と同居若しくは近居となる親世帯との続柄が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本
- 15 リフォーム工事に係る契約書の写し (リフォーム工事を行った場合)
- 16 リフォーム工事に係る領収書又はその写し (リフォーム工事を行った場合)
- 17 その他町長が必要と認める書類

※1, 2, 5及び13, 14については、同意書に署名押印があれば添付を省略することができます。

第 号
年 月 日

様

奈半利町長

印

奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった奈半利町結婚新生活支援事業補助金について、奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり（決定・却下）したので通知します。

補助金交付額 金 円

年 月 日

奈半利町長 様

申請者

印

奈半利町結婚新生活支援事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった奈半利町結婚新生活支援事業補助金について、奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 組 合	本店 支 店 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 （該当する種別に○をする。）	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

※ 申請者本人が口座名義人になっているものに限りします。

第 号
年 月 日

様

奈半利町長

印

奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した奈半利町結婚新生活支援事業補助金については、次の理由により交付決定の（全部・一部）を取り消したので、奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

交付予定額				円
交付取消額				円
取消しの内容	☐ 交付決定額の全部			
	☐ 交付決定額の一部			
	一部取消額の内訳			円
				円
			円	
理 由				

第 号
年 月 日

様

奈半利町長 印

奈半利町結婚新生活支援事業補助金全部（一部）返還請求書

年 月 日付 第 号で交付決定の全部又は一部取消しの通知を行った奈半利町結婚新生活支援事業補助金について、奈半利町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、次のとおり補助金の（全部・一部）返還を請求します。

返還請求金額	円
--------	---

交付額	円
交付取消額	円
補助金交付年月日	年 月 日
返還の期限	年 月 日まで

年 月 日

奈半利町長 様

住宅手当支給証明書

（給与等支払者）所在地

名称

⑩

代表者名

電話番号

次の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住所

氏名

2 住宅手当支給状況

（1）支給している。

年 月から	住宅手当月額	金	円
	※変更があった場合		
年 月から変更	住宅手当月額	金	円

（2）支給していない。

（3）住宅手当の制度がない。

（注意事項）

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、（1）～（3）のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当支給額がある場合は、手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は認印を押印してください。